

郵便による住民票等の交付申請書

I どなたの証明書が必要ですか。

(1)氏名	フリガナ	(2)生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
(3)住所	(方書)アパート名・部屋番号等 板野郡上板町		
(4)使いみちと提出先 *1 マイナンバー(個人番号)の記載を希望する場合は、 必ず記入 してください。			
何の手続きで		どこに提出するか	

II 何の証明書が必要ですか。(必要な証明書の箇所に☑の上、通数及び世帯の一部は必要な方全員の氏名を記入してください。)

住民票	☐ 世帯全員()通	☐ 世帯の一部 どなたの()通	手数料 (1通) 300円
住民票の除票 *2	☐ 世帯全員()通	☐ 世帯の一部 どなたの()通	
記載事項証明	☐ 世帯全員()通	☐ 世帯の一部 どなたの()通	
不在住証明	☐ 世帯全員()通	☐ 世帯の一部 どなたの()通	

III 特別事項 (住民票、記載事項証明を請求する際に、記載の必要な項目に☑してください。**お申し出がない場合は省略されます。**)

【日本人の方】	【外国人の方がいる世帯の方】
☐ 世帯主及び続柄	☐ 国籍及び地域 ☐ 在留カード及び特別永住者証明書等の番号
☐ 筆頭者及び本籍	☐ 在留情報
☐ 住民票コード	☐ マイナンバー(個人番号)
*1 住民票コード、マイナンバー(個人番号)の記載を希望する方は、裏面の注意事項を参照ください。	

IV 請求者

(1)住所	☐ I (3)と同じ
(2)氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
(3)必要とする住民票の方から見た請求者との関係	☐ 本人 ☐ 同一世帯員 ☐ 代理人 ☐ その他()
(4)連絡先(平日の昼間に連絡の取れる電話番号)	自宅・職場・携帯【TEL】 連絡が取れない時間帯があれば記入してください。(: ~ :)

V 添付書類

(1)手数料分の【定額小為替】(郵便局でお買い求めできます。表裏とも無記名の状態でお願いします。) ※現金でのお支払いを希望される場合は【現金書留】をご利用ください。
(2)請求される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証などのコピー)*3 裏面に記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
(3)返信用封筒 *4 (送付先を記入し、切手を貼ってください。) 送付先は住民登録地です。
(4)委任状 *5(別世帯の方からの請求の場合必要です。)、請求権確認書類*6(権利行使の確認のため求める場合があります。)

偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

【送付先】〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町役場 住民人権課
【お問合せ先】 住民人権課 TEL 088-694-6809 FAX 088-694-5903

申請書の内容に不備や疑義がある場合には、請求者に連絡確認を行ってから発送するため、到着が遅れる場合があります。
届いた資料を審査させていただくため、事前にお問い合わせいただいた場合でも追加資料を求める場合がありますので、ご了承ください。

*1 マイナンバー(個人番号)及び住民票コードについて

マイナンバー及び住民票コードは重要な個人情報です。

・法令で定められている場合を除き、マイナンバー及び住民票コードの利用は禁止されています。マイナンバー及び住民票コードの記載の要否は、事前に提出先へご確認ください。記載が必要な場合は、**必ず I (4) 使いみちと提出先を記入してください。**

・代理人からマイナンバーや住民票コードが記載された住民票の請求があった場合は、**委任者本人の住所あてに郵送で送付します。代理人の方あてで郵送することはできません。**返信用封筒の送付先住所は委任者本人の住所を記入してください。ただし、15歳未満の方の法定代理人または成年後見人の方からマイナンバーが記載された住民票の請求があった場合は、法定代理人であることを確認したうえで、法定代理人の住所あてに郵便で送付します。

*2 住民票の除票について

転出や死亡により、住民基本台帳から除かれた住民票を除票と言います、

・亡くなられた方の除票は、**マイナンバーまたは住民票コードは記載できません。**相続手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがあります。通知カードやマイナンバーカードがお手元ない場合は、マイナンバーが分からない旨を手続き先へお伝えください。

・亡くなられた方の除票の請求(**亡くなられた方と同じ世帯だった方からの請求も含む**)は、法令上、請求が相当と認められる場合等に限られ、そのことが確認できる書類等の提出が必要です。必ず I (4) 使いみちと提出先を記入してください。

(例1 未支給年金申請のため、亡くなった方の除票を年金事務所へ提出が必要な場合)

【確認書類】請求者と亡くなった方との続柄を確認できる書類(ただし、上板町の住民票や戸籍等で確認できる場合は不要です。)

(例2 死亡保険金受取のため、亡くなった方の除票を保険会社へ提出が必要な場合)

【確認書類】請求者が保険金の受取人として記載されている保険証書の写し

*3 本人確認書類について

公的機関が発行した住所が確認できる書類のコピーが必要です。現在の氏名・住所が確認できるように複写してください。

・マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、健康保険資格確認書、年金手帳等(注:パスポートは不可)

・マイナンバーカードは個人番号の記載されていない表面のみコピーしてください。

・運転免許証等、裏面に現住所等が記載されている場合、表裏をコピーしてください。

・顔写真のないものについては2種類の書類のコピーを同封してください。(健康保険資格確認書、年金手帳等)

・有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

*4 返信用封筒について

送付先は、原則として請求者の住民登録地です。

住民登録地以外に送付を希望される場合、その理由・送付先を明記したうえで、その送付先の住所が確認できる書類(賃貸契約書・公共料金の領収書のコピーなど)を本人確認書類に併せて送付してください。

*5 委任状について

本人または同じ世帯の方以外の方が請求される場合は、委任状(原本)が必要です。

・自己の権利行使又は義務履行などの正当な利害関係のある方からの請求は、正当な理由を確認できる資料が必要です。

*6 請求権限確認書類について

第三者請求において、請求理由によっては、資料の提示を求める場合があります。例えば、裁判手続きを理由とした請求の場合は、申立てを行うことを疎明する資料等(申立書の写しや裁判所からの通知等)を求めることとなります。